

## グループホームみその 共用型認知症対応型通所サービス 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人 美竹会が開設するグループホームみその（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所に従事する職員（以下「従業者等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、認知症である要介護者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持を図ると共に利用者の家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るものとする。

- 2 認知症対応型として個別ケアを施行し、精神機能向上に向け支援する。
- 3 事業所の実施に当たっては、関係市町村、東三河広域連合、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 グループホームみそのデイサービス
- ② 所在地 豊川市金沢町弁天下40-2

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名 （兼務）
  - ・管理者は、事業所の従業者の管理・業務の管理を一元的に管理する。
  - ・利用者に応じた認知症対応型通所介護並びに介護予防認知症対応型通所介護の計画作成及びその説明をする。
- ② 従業者  
看護職員1名以上

利用者の健康状態の把握及び健康保持のための適切な措置を行う。その他、利用者の健康管理に関する相談及び助言を行う。

介護職員 9名以上

介護従業者は、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供・送迎を行う。

(営業日及び営業時間・通常事業の実施地域)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月31日から1月3日を除く。

② 営業時間 午前8時30分～午後5時30分

基本のサービス提供時間 午前9時15分～午後4時30分

ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。

③ 通常事業の実施地域

原則 豊川市 一宮中学校区・東部中学校区・金屋中学校区

新城市 八名井・一鍬田・富岡・川田・千郷

豊橋市 賀茂町

とする。

(利用定員)

第6条 利用定員は、1日3名とする。

(事業内容)

第7条 認知症対応型通所介護並びに介護予防認知症対応型通所介護の内容は認知症対応型通所介護計画に基づき次のとおりとする。

① 生活指導（相談援助など）

② 日常生活動作の機能訓練

③ 介護サービス（移動や排泄の介助、見守りなどのサービス）

④ 健康状態の確認

⑤ 送迎

⑥ 食事の提供

⑦ 入浴サービス

⑧ その他、利用者に対する便宜の提供

なお、介護サービスの提供に際し作成した記録書類は、提供完了日から5年間保存する。

(利用料等)

第8条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告知上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

入浴介助加算（I）あり

送迎減算あり

サービス提供体制強化加算（I）あり

介護職員処遇改善加算あり

介護職員等特定処遇改善加算あり

サービス時間の前後に連続して延長を行った場合は下記の加算あり。

- ・9時間以上10時間未満の場合 50単位
- ・10時間以上11時間未満の場合 100単位
- ・11時間以上12時間未満の場合 150単位
- ・12時間以上13時間未満の場合 200単位
- ・13時間以上14時間未満の場合 250単位

ただし、人員の確保ができない場合は、対応できない時もある。

2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受けるものとする。

- ① 食材料費 朝食代：330円 昼食代：530円（おやつ代を含む）夕食代：470円
- ② おむつ代 実費
- ③ 教養娯楽費 実費
- ④ 利用者の希望により通常の営業時間を越えて行うサービス費用
- ⑤ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用 実費

3 前項各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(運営についての留意事項)

第9条 事業所は、利用者との間に契約を締結し、契約書を作成しなければならない。

この時事業所は、重要事項説明書を用意し、利用者に対し十分な説明を行い、利用者または利用者の家族等の理解を得なければならない。

#### (利用にあたっての留意事項)

第10条 利用時に次の条件を満たすことを確認する。

- ① 要介護者及び要支援者であって、認知症の状態にあること。
- ② 健康状態に異常がなく、常に医療を必要としないこと。
- ③ 著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者でないこと。

2 利用者は、事業所のサービス提供を受けるにあたり、契約書及び重要事項説明書を熟読のうえ、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 決められた場所以外での喫煙の禁止
- ② 無断による飲食物の持込みの禁止
- ③ 故意による器物の破損、損傷の禁止
- ④ その他、契約書及び重要事項説明書に記載された事項

#### (緊急時等における対応方法)

第11条 介護従業者等は、認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

#### (損害賠償)

第12条 利用者に対する介護サービスの提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

#### (非常災害対策)

第13条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

#### (苦情処理)

第14条 管理者は、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情受付担当者や苦情解決責任者を置き、解決に向け調査を実施し改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

#### (身体不拘束)

第15条 利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束や行動の制限はしない。

(運営についての留意事項)

第16条 事業所は、介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備するものとする。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 繼続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずる。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - ② 虐待防止のための指針の整備をする。
  - ③ 虐待を防止するために年1回以上の研修を実施する。
  - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(その他)

第18条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 美竹会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成29年 1月 1日から施行する。  
この規程は、平成29年 3月 1日から施行する。  
この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和元年 10月 1日から施行する。

この規程は、令和2年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和4年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和5年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和6年 11月 1日から施行する。

この規程は、令和7年 4月 1日から施行する。